東京大学基金細則

平成１７年1月１４日
制定
東大規則第２７３号
沿革

（趣旨）

第１条　この細則は、東京大学基金規則（平成１６年9月３０日東大規則第２３５号）の規定に基づき、東京大学基金（以下「基金」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（基金の残高）

第２条　基金残高は、基金について現に収納及び支払を行った金銭の残高とする。

（寄附の配分）

第３条　基金への寄附を受け入れるに当たり、本学の教職員（ただし、本部に所属する教職員を除く。）が寄与した場合は、その寄附の１０％を当該教職員の所属部局に配分することができるものとする。

２　目的指定寄附を受け入れるに当たり、原則として、その寄附の１５％以上を非目的指定寄附基金に配分するものとする。

（特定基金）

第４条　特定基金の設置は、重要性、金額、資金管理の必要性等を考慮し、ディベロップメントオフィス(東京大学基本組織規則第１８条の規定に基づく室として設置されるものをいう。以下同じ。）の長が決定する。

２　特定基金は、個別プロジェクト、部局基金、寄付講座等に適用される。

３　特定基金の管理は、特定基金ごとに分別して行う。

（称号贈呈）

第５条　本学は、基金への寄附を行った個人及び団体に対し、その累計寄附額に応じて、次に掲げる称号を贈呈することができる。

(1)　特別栄誉会員　寄附額１億円以上
(2)　栄誉会員　寄附額１千万円以上１億円未満
(3)　特別貢献会員　寄附額５００万円以上１千万円未満
(4)　功労貢献会員　寄附額１００万円以上５００万円未満
(5)　貢献会員　寄附額３０万円以上１００万円未満
(6)　賛助会員　寄附額１０万円以上３０万円未満

（謝意表明）

第６条　寄附者に対して謝意を表明する方法は、次のとおりとする。

(1)　記念プレートの贈呈

寄附者名（和文及び英文)、寄附年月及び称号を刻印した記念のプレート（色は、

特別栄誉会員に対してはプラチナ、栄誉会員に対してはゴールド）を作成し、寄附者に贈呈する。

(2)　銘板の設置

貢献会員以上の寄附者名等を刻印した銘板を安田講堂内の所定の場所に設置する。

(3)　本学主催の懇親会等への招待

(4)　寄附者の合意の下、寄附者名及び寄附額の年次活動報告書等への記載

(5)　その他総長が適当と認める方法

（寄附者特典）

第７条　本学は、寄附者に対して特典を贈呈する。

２　前項の特典に関しては、別に定める。

（基金事務局）

第８条　事務局長は、ディベロップメントオフィスの長とする。

２　事務局長は、基金に関する事務を統括する。

３　事務局は、本部ディベロップメント課が担当する。

４　事務局は、次に掲げることに関する事務を行う。

(1)　基金の収支報告

(2)　特定基金の管理

(3)　期日管理、残高確定その他の基金運用に必要な情報の管理

(4)　運用事務担当者への運用可能資金残高情報の提供

（その他）

第９条　その他必要な事項は、渉外を担当する理事又は副学長が別に定める。

附　則

この細則は、平成１７年１月１４日から実施し、平成１６年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年３月３０日から施行し、改正後の東京大学基金細則の規定は、平成２０年８月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年９月２９日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

沿革

東京大学基金細則

体系情報

□第４編　研究・交流
　▽第２章　研究・産学連携等

沿革情報

◆平成１７年０１月１４日　　制定
◇平成１９年０７月０１日
◇平成２１年０３月３０日
◇平成２２年０３月３０日
◇平成２３年０９月２９日
◇平成２９年１１月３０日
◇平成３０年０３月２９日
◇令和０４年０３月３１日
◇令和０６年０５月３０日
◇令和０８年０４月０１日